

18 狩 猟 税 (平成23年度)

事 務 所	総 数		法第700条の52 第1号 該当分(税率16,500円)		法第700条の52 第2号 該当分(税率11,000円)		法第700条の52 第3号 該当分(税率8,200円)		法第700条の52 第4号 該当分(税率5,500円)		法第700条の52 第5号 該当分(税率5,500円)	
	調 定 額	狩 猟 者 登 録 数	調 定 額	狩 猟 者 登 録 数	調 定 額	狩 猟 者 登 録 数	調 定 額	狩 猟 者 登 録 数	調 定 額	狩 猟 者 登 録 数	調 定 額	狩 猟 者 登 録 数
	千円	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円	人
総 額	5 432	361	4 983	302	33	3	328	40	11	2	77	14
都 税 事 務 所	5 086	336	4 670	283	33	3	328	40	11	2	44	8
区 部	1 655	109	1 535	93	-	-	98	12	-	-	22	4
新 宿	1 655	109	1 535	93	-	-	98	12	-	-	22	4
多 摩	3 431	227	3 135	190	33	3	230	28	11	2	22	4
立 川	3 431	227	3 135	190	33	3	230	28	11	2	22	4
支 庁	347	25	314	19	-	-	-	-	-	-	33	6
大 島	198	14	182	11	-	-	-	-	-	-	17	3
三 宅	50	3	50	3	-	-	-	-	-	-	-	-
八 丈	99	8	83	5	-	-	-	-	-	-	17	3
小 笠 原	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(備考) 狩猟税は狩猟者登録税と入猟税を統合し、平成16年4月に新たに創設された。